



宇治市 宇治市景観計画について

宇治市は、源氏物語にも描かれた宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観と位置づける一方、「市内すべてを美しく」という考え方のもとに、平成 14 年 3 月に「宇治市都市景観条例」を施行しました。それにもとづいて「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、大規模建築物等誘導基準に基づき、一定規模以上の建築物等について、色彩・デザイン等の指導・助言を行っています。

しかし、都市景観条例にもとづく行為の届出勧告等の手法では強制力を伴わないことなどにより、自主的な取り組みには限界があったようです。

こういった地方の状況を踏まえ、平成 16 年に良好な景観は国民共通の資産であるという基本理念のもとに、「景観法」が整備され、景観の意義やその整備・保全の必要性が明確に位置づけられました。「景観法」にもとづき、平成 17 年に宇治市は景観行政の担い手として「景観行政団体」となり、よりいっそう景観行政を進めるための基本的な計画として、平成 20 年 4 月に「宇治市景観計画」を策定しました。

宇治市は「景観法」及び「宇治市景観計画」を活用しながら、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然が渾然(こんぜん)と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で、快適でうるおいのある景観づくりを進めています。



(宇治市役所の研修・宇治市役所玄関前での撮影)

今回の視察研修で、美しいまちなみ、かけがえのない自然、歴史・文化的景観は、次世代の子どもたちに受け継ぎたい市民一人ひとりの共有財産であると強く思いました。

鹿沼市も、魅力あるまちなみと、ほこりある景観づくりを市民と一緒に考え、美しいまちづくりを進めていく努力が必要であると痛感しました。

近江八幡市 ワンストップソリューションについて



窓口センターの様子と「呼出システム」(自動発券機)

近江八幡市では、来庁する市民の各種届出、証明交付を一か所で行う総合窓口を設置（One Stop Solution）し、顧客満足度の向上を図っています。

市役所に市民窓口センターを設け、来庁する市民が各種届出や証明の交付などの用件を1か所で済ませることができるように窓口数の増設（着座対応個別ローカウンター）、呼出しシステムの採用、フロアアシスタントの配置、派遣職員の導入その他の業務改善を行っています。

窓口センターで取り扱う業務は、8課16業務154種類におよび、戸籍・住民基本台帳、国民健康保険、国民年金、こども手当全業務と税務関係の諸証明、上水道の開閉栓、介護保険や学校教育に係る転入出等、異動関係業務その他であった。

窓口のあり方について調査研究を進め、鹿沼市民に対する行政サービスの向上に期待する視察研修がありました。